**指定介護予防支援事業所の指定について**

**資料４**

１　制度概要

　　介護予防支援とは、予防給付をうける要支援者について、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が介護予防ケアマネジメントを行うことです。

　　当該要支援者が介護予防サービス等を適切に利用することができるように、地域包括支援センターの保健師等が次のことを行います。

　　①介護予防サービス計画の作成

　　②計画に基づくサービス提供確保のための事業者等との連絡調整

　　事業者は、市区町村の長による事業所指定を受けることで、当該事業所を利用する被保険者に対する保険給付を受けることができます。

２　背景

　　平成３１年４月１日付けで、社会福祉法人あかぎ万葉が流山市北部西地域包括支援センターを設置し、流山市から委託を受けて地域包括支援センターを運営することとなります。

　　これに伴い、担当地域に居住する被保険者に対して介護予防支援を提供するため、流山市に指定の申請がありました。

　　申請内容の審査の結果、指定基準その他の法定の欠格事由に該当しないことを確認したため、平成３１年４月１日付けで指定するものです。

３　運営協議会の役割

　　市区町村の長は指定に当たり、あらかじめ被保険者等の意見を反映させるための必要な措置を講じることが求められています。

　　そこで、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を確保するたに設置される運営協議会において意見を求め、市区町村の適切な意思決定に関与していただくことにより、当該必要な措置を講じたこととしています。

４　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 名称 | 社会福祉法人あかぎ万葉 |
| 主たる事務所所在地 | 流山市東深井５２０番１ |
| 代表者職氏名 | 理事長　中　登 |
| 事業所 | 名称 | 流山市北部西地域包括支援センター |
| 所在地 | 流山市大字中野久木４２１番地  特別養護老人ホーム花のいろ内 |
| 指定を受けよう  とするサービス | 介護予防支援 |
| 指定予定年月日 | 平成３１年４月１日 |
| 人員 | 管理者 | １名（常勤兼務） |
| 担当職員 | ２名（常勤兼務、非常勤兼務） |
| 主な掲示事項 | 営業日  営業時間 | （１）月～金（８：３０～１７：３０）  （２）　土　（８：３０～１２：００） |
| 利用料 | 無料（全額保険給付） |
| その他の費用 | なし |
| 通常事業実施地域 | 流山市 |
| 担当地域 | 北部圏域中、次に掲げる小学校の通学区域  （１）西深井小学校  （２）新川小学校 |
| 併設 | 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム花のいろ |
| （介護予防）  短期入所生活介護 | ショートステイ花のいろ |
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援センター花のいろ |